	同　字湯屋	三〇九番一、三〇九番二、三〇九番三、三〇九番四
	同　字堂庭	二九五番、二九五番一、八七〇番、八七〇番一、八九〇番
	同　字南坂	一九番、一九番八、二九番、三三番、三三番一、三三番七、三五番一、三六番、三六番一、二九六番二、三〇七番、三〇八番一、三〇八番二、八七四番、八七七番、八七八番、八七八番二、八七九番、八七九番一、八八〇番、八八〇番一、八八〇番三、八八一番、八八一番一、八八一番四、八八一番五、九一一番一、九一一番二、九三四番一、九三四番三、九三四番七、九三四番八、九三四番九、九五〇番一、九五〇番二、九五〇番三、九五〇番四、九五〇番五、九五〇番六
	同　字白狐沢	五二四番三、五二四番八、五二四番九、五二四番二三、五二四番二四、五二四番二五、五二四番二六、五二四番二七、五二四番二八、五二四番二九、五二四番三〇、五二四番三一、五二四番三二、五二四番三三、五二四番三四、五二四番三五、五二四番三六、五二四番三七、五二四番三八、五二四番三九、五二四番四〇、五二四番四一、五二四番四二、五二四番四三、五二四番四四、五二四番四五、五二四番四六、五二四番四七、五二四番四八
	同　字荒神下	八四七番一
		右の地域に介在する道路敷及び水路敷、山形県寒河江市大字慈恩寺字五郎櫃楯七〇七番三と同字五郎櫃楯七〇七番一四に挟まれ同字五郎櫃楯七〇六番一と同字五郎櫃楯七〇六番三六に挟まれるまでの道路敷、同字田沢三四〇番一と同字田沢三四一番に挟まれ同字辻八六六番一と同字鬼越一八番四に挟まれるまでの道路敷、同字田沢八八六番一と同字御台法六九九番一に挟まれ同字田沢三番と同字御台法六九九番六に挟まれるまでの道路敷、同字田沢九三九番一と同字石橋八五六番に挟まれ同字辻八六五番と同字辻八六六番に挟まれるまでの道路敷、同字南坂三六番と同字南坂五二九番に挟まれ同字南坂八七八番と同字南坂一九番に挟まれるまでの道路敷を含む。
上野国佐位郡正倉跡	群馬県伊勢崎市上植木本町	六五五番、六五六番、六五七番、六五八番、六五九番、六六〇番、六六一番、六六二番、六六三番、六六四番、六六五番、六六六番、六六七番、六六八番、六六九番、六七〇番、六七一番、一七〇五番一のうち実測二六三六・二四平方メートル、一七〇五番四のうち実測一四・三三平方メートル、一七〇五番五、一七〇五番六、一七一一番一、一七一一番二、一七一一番三、一七一一番四のうち実測五九・六七平方メートル、一七一一番五、一七一一番六、一七六六番のうち実測一〇五四・九三平方メートル、二六八四番一、二六八四番二、二六八五番一、二六八五番二、二六八五番三、二六八五番四、二六八九番一、二六八九番二、二六八九番三、二六八九番四、二六八九番五、二七〇五番四、二七〇五番五、二七〇五番八のうち実測二・九一平方メートル、二七一四番二、二七一四番四、二七一九番二、二七一九番三、二七一九番四、二七二〇番、二七三九番一、二七三九番二、二七三九番三、二七三九番四、二七三九番五、二七三九番一一、二七三九番一二、二七三九番一三、二七三九番一四、二七四〇番一、二七四〇番二、二七五五番二のうち実測一五・六平方メートル、二七五九番一、二七五九番三、二七六〇番、二七六三番のうち実測二四〇〇九・七七平方メートル、二七八七番、二七八八番一、二七九四番一、二七九六番一、二七九六番二、二七九八番、二七九九番一、二七九九番二、二八〇〇番、二八〇八番二
		右の地域に介在する道路敷及び水路敷、群馬県伊勢崎市上植木本町二七〇五番八と同二七一四番四に挟まれ同二七九〇番に西接するまでの道路敷、同六七〇番と同六五五番に北接する水路敷に挟まれ同二七一四番三と同二七一五番一に北接する水路敷に挟まれるまでの道路敷、同二七三九番四に東接する水路敷と同二七一五番二に挟まれ同二七四〇番二に東接する水路敷と同二七二〇番に挟まれるまでの道路敷、同六五五番に北接する水路敷と同二七三九番八に西接する水路敷に挟まれ同六六八番に南接する水路敷と同二七九五番に西接する水路敷に挟まれるまでの道路敷、同六六八番に南接する水路敷と同一七〇五番四に北接する水路敷に挟まれ同二七九九番一と同一七一一番四に北接する水路敷に挟まれるまでの道路敷、同二六八三番一と同二六八四番二に挟まれ同二六八三番一と同二六八五番一に挟まれるまでの水路敷、同二六八四番二に南接する道路敷と同二七三九番八に挟まれ同二六八九番四に南接する道路敷と同二七三九番四に挟まれるまでの水路敷、同二七一四番四に南接する道路敷と同二七一五番二に挟まれ同二七一四番三に南接する道路敷と同二七一五番一に挟まれるまでの水路敷、同二七三九番四と同二七一五番二に西接する道路敷に挟まれ同二七四〇番二と同二七六三番に西接する水路敷に挟まれる道路敷に挟まれるまでの水路敷、同六五五番に東接する道路敷と同二七三九番八に挟まれ同六六八番に東接する道路敷と同二七九五番に挟まれるまでの水路敷、同二七九四番一と同二七九五番に挟まれ同二七九四番一と同二七九九番一に挟まれるまでの水路敷、同六六六番一と同一七〇五番一に北接する水路敷に北接する道路敷に挟まれ同六六八番と同一七〇五番六に北接する水路敷に北接する道路敷に挟まれるまでの水路敷、同一七一一番六と同一七五四番九に挟まれ同一七一一番三と同一七五四番五に挟まれるまでの水路敷、同二七九五番に南接する道路敷と同一七一一番一に挟まれ同二七九九番一に南接する道路敷と同一七一一番四に挟まれるまでの水路敷を含む。

備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を群馬県教育委員会及び伊勢崎市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。